

条 例

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例及び埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第一号

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例及び埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第三十四条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

一 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第四十三号）のうち埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第四十九号）第二条第一項第六号の次に三号を加える改正規定中同項第八号に係る部分

二 埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第四十五号）のうち埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第二十六号）第三条第九号の次に一号を加える改正規定及び同条例第四条第四号の次に二号を加える改正規定中同条第六号に係る部分

附 則

この条例は、公布の日から施行する。